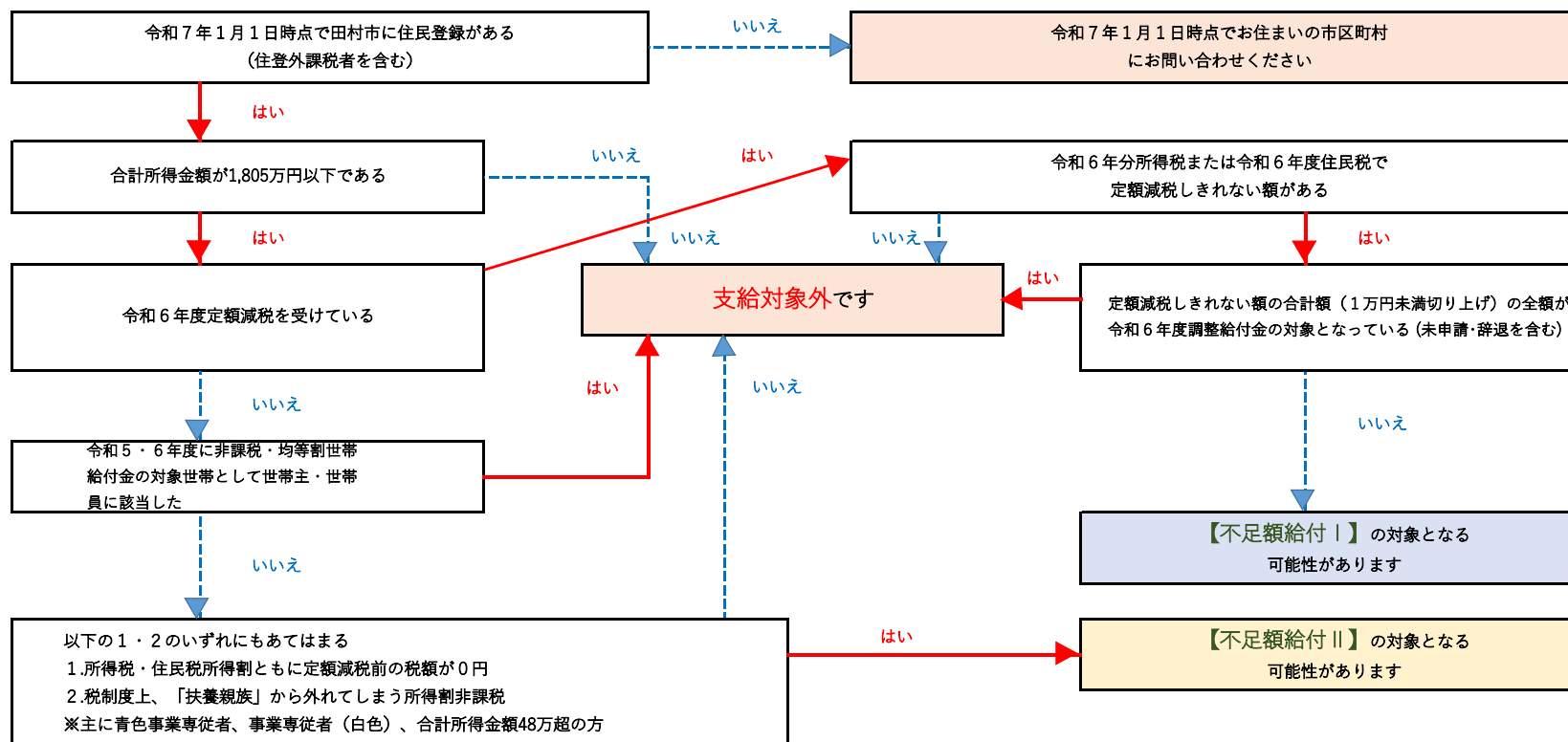


定額減税補足給付金（不足額給付）対象確認フローチャート



【不足額給付Ⅰ】の対象となる方

当初調整給付の算定において5年中の所得を用いた推計額で算定したことなどにより、6年分の所得税および定額減税の実績額などが確定した後に、本来の給付すべき額が当初調整給付額を上回るようになった方

《給付対象となりうる例》

- ・令和5年と令和6年で所得が大きく変動した方
- ・令和6年中に扶養親族が増えた方

【不足額給付Ⅱ】の対象となる方

定額減税の対象外で、低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主および世帯員に該当しなかった方

《給付対象となりうる例》

- ・青色事業専従者、事業専従者（白色）
- ・合計所得金額48万超の方

※注 フローチャートは参考です。給付金の支給が非を保証するものではありません。